

第1部 田辺市の概要

第1部 田辺市の概要

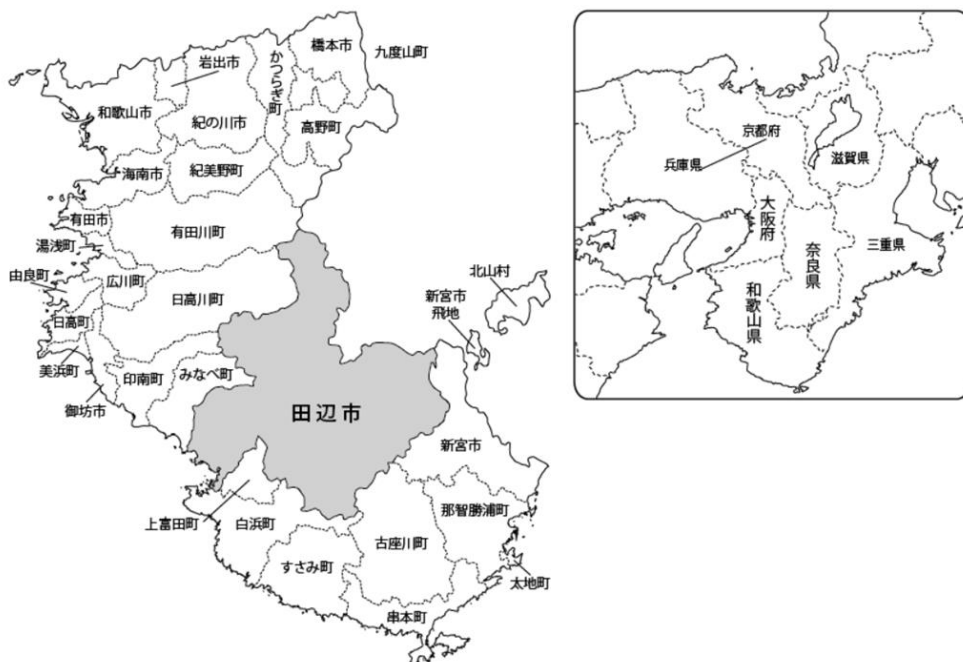
第1章 田辺市の現状

第1節 地勢

田辺市は、紀伊半島の南西部、和歌山県の南部に位置しており、みなべ町、印南町、日高川町、有田川町、奈良県野迫川村・十津川村、新宮市、古座川町、上富田町、白浜町に接し、東西約45km、南北約46kmで、総面積は約1,027k㎡あり、広大な面積を有しています。

西寄りの海岸部に面した市街地を中心として、左会津川等に沿って中山間地域が形成され、さらに日高川、富田川、日置川、熊野川の4つの流域に山村地域が広がっています。

田辺市の位置



第2節 気候

気候は、海岸部の温暖多雨な太平洋型気候から、山間地の寒暖の差が激しい内陸型の気候まで広範囲にわたっています。年間平均気温は13.5度から17.3度、年間降水量は1,960mmから3,237mm、年間日照時間は1,492時間から1,888時間と大きな地域差が見られます。

気象状況

観測所	年平均気温 (度)	最高気温 (度)	最低気温 (度)	年間降水量 (mm)	年間日照時間 (時間)
龍神地域気象観測所	13.5	37.2	-8.6	3,237	1,492
栗栖川地域気象観測所	15.0	39.3	-7.0	2,776	1,888
南紀白浜地域気象観測所	17.3	34.7	-1.1	1,960	-

※気象庁の統計から、過去20年(平成15年～令和4年)の平均値を算出(南紀白浜地域気象観測所に関しては、平成18年設立の為、過去17年の平均を算出)

第3節 人口

人口は、令和2年の国勢調査では69,870人であり、昭和60年をピークに減少傾向にあります。

年齢別にみると、令和2年で年少人口比率が11.4%、生産年齢人口比率が54.7%、老年人口比率が34.0%となっており、少子高齢化が進行しています。

世帯数についても、平成22年をピークに減少傾向に転じています。

人口の推移

(単位:人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	全国平均 (令和2年)
総人口	86,143	86,159	85,646	82,499	79,119	74,770	69,870	-
年少人口 (15歳未満)	16,299 18.9%	14,544 16.9%	13,418 15.7%	11,843 14.4%	10,588 13.4%	9,229 12.3%	7,955 11.4%	11.9%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	55,599 64.5%	54,618 63.4%	52,710 61.5%	49,799 60.4%	46,181 58.4%	41,901 56.0%	38,191 54.7%	59.5%
老年人口 (65歳以上)	14,185 16.5%	16,988 19.7%	19,483 22.7%	20,829 25.2%	22,061 27.9%	23,289 31.1%	23,724 34.0%	28.6%

資料:国勢調査(※各年10月1日現在)

世帯数の推移

(単位:世帯)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
田辺市	29,133	31,034	32,459	32,643	32,693	32,163	31,215

資料:国勢調査

第4節 土地の状況

土地利用の現況は、全体面積の88.34%を山林が占めています。農用地は3.42%、宅地は1.36%、その他の土地利用は3.15%となっています。

また、地形については、海岸部から平野部を経て、広大な山地部へ移行しているという状況にあります。

土地利用状況

区分	面積(m ²)	割合
農用地	35.17	3.42%
森林	907.16	88.34%
水面等	18.08	1.76%
道路	20.19	1.97%
宅地	13.97	1.36%
その他	32.34	3.15%
合計	1026.91	100.0%

資料:市土地対策課(令和2年10月1日現在)

田辺市都市計画用途地域

種類	面積(ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)	建築物の高さの制限(m)	備考(%)
第一種低層住居専用地域	約 45 ha	50%	30%	10m	
	約 70 ha	80%	40%	10m	
	約 22 ha	100%	60%	10m	
小 計	約 137 ha				約 10.3%
第一種中高層住居専用地域	約 227 ha	200%	60%		約 17.0%
第二種中高層住居専用地域	約 119 ha	200%	60%		約 8.9%
第一種住居地域	約 495 ha	200%	60%		約 37.2%
準住居地域	約 25 ha	200%	60%		約 1.9%
近隣商業地域	約 6 ha	200%	80%		約 0.5%
商業地域	約 68 ha	400%	80%		約 5.1%
準工業地域	約 225 ha	200%	60%		約 16.9%
工業地域	約 32 ha	200%	60%		約 2.4%
合計	約 1332 ha				100%

資料:市都市計画課(平成31年4月26日変更)

第5節 市の産業構造

産業別事業所数等

区 分	事業所数	従業者数
全産業	4,486	29,913
農林漁業	32	494
鉱業、採石業、砂利採取業	1	4
建設業	413	2,330
製造業	299	2,902
電気・ガス・熱供給・水道業	8	53
情報通信業	26	195
運輸業、郵便業	73	1,217
卸売業、小売業	1,183	7,061
金融業、保険業	88	826
不動産業、物品賃貸業	226	710
学術研究、専門・技術サービス業	152	669
宿泊業、飲食サービス業	659	3,500
生活関連サービス業、娯楽業	428	1,286
教育、学習支援業	118	508
医療、福祉	385	5,234
複合サービス事業	52	814
サービス業(他に分類されないもの)	343	2,110

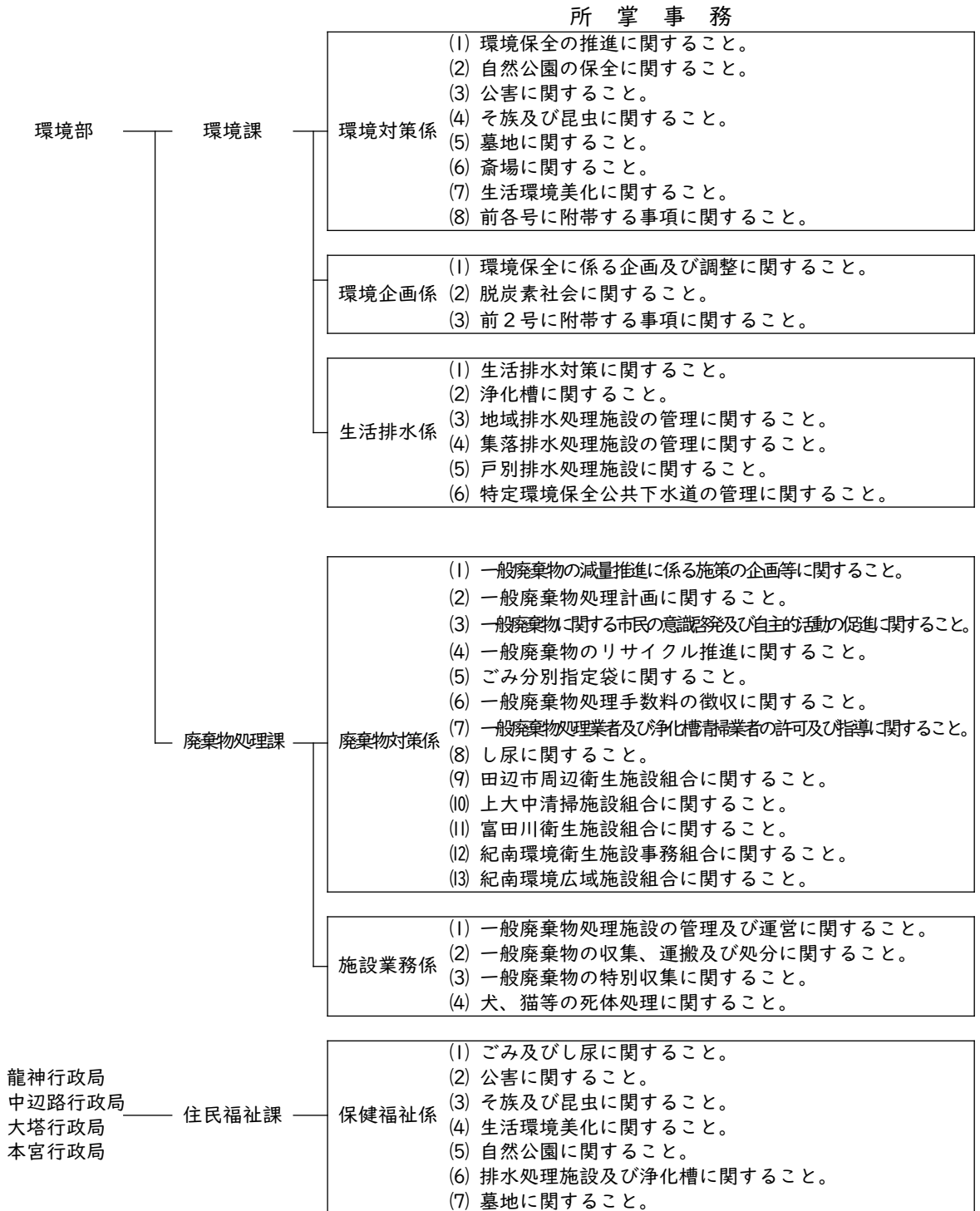
資料:経済センサス(令和3年6月1日現在 活動調査)

第2章 田辺市の環境行政

第1節 田辺市環境行政機構

田辺市環境行政機構図

(令和5年10月1日現在)



第2節 環境施策の方針

本市では2017年（平成29年）7月に新たな10年間のまちづくりの指針となる「第2次田辺市総合計画」を策定し、まちづくりの理念に掲げる「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」に基づき、まちの将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現に向けたまちづくりの基本方向である「人」「活力」「安全」「希望」「安心」「快適」の6つの政策のうち、環境政策の方針を「安心」「快適」として決めました。さらに、2022年（令和4年）3月には、「第2次田辺市総合計画後期基本計画」を策定し、令和4年度から令和8年度までの5年間に実施する政策の基本方向や将来あるべき姿、施策の展開を示しています。

本冊子では、各項目ごとに具体的な取組と現在の状況などについて解説しています。

1 まちづくりの基本方向（環境政策のみ抜粋）

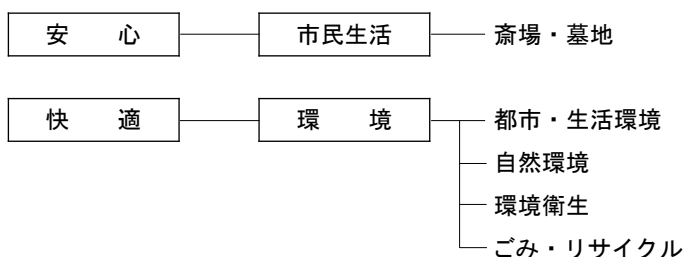
「安心」

誰もが住み慣れた地域や家庭で、共に助け合いながら、健康で安心して、希望を持って暮らすことのできる生活を確保します。

「快適」

多様な価値観に応じて、市民が住んでよかった、来訪者も住んでみたいと思える、良好で快適な生活空間づくりや、国内外との交流を視野に入れた機能的な基盤づくりを進めるとともに、自然と暮らしの調和を図りつつ、豊かな自然環境を保全し、未来へ継承します。

2 施策の体系



3 施策の展開

「安心」

斎場・墓地

（将来あるべき姿）

斎場や墓地の適正な運営管理が行われています。

（まちの現状と課題・政策の展開）

- ① 老朽化が進んでいた斎場については、最新設備を導入し、周辺環境や景観に配慮した施設として令和2年に供用を開始しています。
 - 新斎場の適正な管理運営に努めます。
- ② 市営墓地の適正な維持管理に努めていますが、施設の老朽化対策など、計画的な施設の整備が必要となっています。また、市営墓地の返還が進んでいます。
 - 老朽箇所や危険個所の計画的な整備を行うとともに、適正な維持管理に努め、墓地内の良好な環境を保持します。また、使用者・管理者の確認を行い、放置区画の状況把握に努めるとともに、墓地募集の手法を検討します。

「快適」

(1) 都市・生活環境

(将来あるべき姿)

都市機能の向上と良好な生活環境の確保が図られ、住みよいまちづくりが推進されています。

(まちの現状と課題・政策の展開)

- ① 汚水処理人口普及率は、全国平均を大きく下回っていることから、生活排水処理施設の整備等を総合的に進めていく必要があります。
 - 特定環境保全公共下水道、農業・林業・漁業集落排水処理施設、地域排水処理施設の供用率向上に取り組むとともに、戸別排水処理施設も含めて、適正な維持管理に努めます。
 - 公共下水道事業や集合排水処理施設との整合を図りながら、浄化槽設置整備事業を推進します。

(2) 自然環境

(将来あるべき姿)

豊かな自然環境が保全されているとともに、良好な自然景観・文化的景観が守られています。

(まちの現状と課題・施策の展開)

- ① 本市においては、吉野熊野国立公園・高野龍神国定公園をはじめ、城ヶ森鉾尖県立自然公園・果無山脈県立自然公園・日置川県立自然公園・大塔山県立自然公園が自然公園に指定されており、令和2年5月には、日置川県立自然公園への名称変更（旧称：大塔日置川）及び大塔山県立自然公園が新たに指定されています。今後も本市の自然資源を再検証し、価値向上に向けた取組が必要です。
 - 豊かな自然を未来へ引き継ぐため、自然公園等における環境の保全と適正な利活用に努めます。また、本市の自然資源の持つ価値を見直し、関係機関と連携の下、持続可能なまちづくりに資する活用ができるよう取り組みます。
 - 天神崎の自然を大切にすると連携しながら、天神崎の豊かな自然の保全に努めます。
 - 吉野熊野国立公園内への利用拠点施設の誘致に取り組みます。
- ② 2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体として、ゼロにするカーボンニュートラルを宣言し、和歌山県も2021年3月、2050年度までに温室効果ガス実質ゼロになることを目指し、2030年度までに2013年比マイナス30%にする目標を定めました。カーボンニュートラルの実現に向けては、誰もが、無関係ではなく、市民・企業・行政がそれぞれの役割に応じて、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に取り組む必要があります。
 - 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、研究・検討を進め、市民・企業・行政がそれぞれの役割に応じて、その推進に努めます。
 - 「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」やグリーン購入の推進等により、地球環境問題に取り組むとともに、本市の特性や地域資源を生かした、自然エネルギーの活用について、関係機関との連携により検討を進め、その導入推進に努めます。

(3) 環境衛生

(将来あるべき姿)

市民と行政の協働による地域環境美化の意識高揚により、環境浄化や美化活動の取組が推進され、美しいまちづくりが進められています。

(まちの現状と課題・施策の展開)

- ① 各種団体や事業所の参画の下、田辺市環境美化連絡協議会を組織し、市民・企業・行政の協働による環境保全と美化の推進に努めています。
 - 市民・企業・行政の協働による美しいまちづくりに向け、田辺市環境美化連絡協議会等と連携し、環境を考える市民の集いやクリーン作戦を実施するとともに、更なる啓発活動に取り組みます。
- ② 振動、騒音、悪臭を発生するおそれのある事業所や建設作業について、随時、指導や監視を行うとともに、水質汚濁の監視調査を実施しています。また、生活環境に悪影響を及ぼす不法投棄の防止に取り組んでいます。
 - 県や関係機関等と連携を図り、水質汚濁の監視調査の継続と不法投棄を防止する取組を推進するとともに、騒音等の公害防止に向け、事業者や市民に対する啓発に努めます。

- ③ 地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための取組を進めています。
 - 地域住民の生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るため、小溝清掃を実施するとともに、飼い主のいない猫の個体数の減少等に努めます。
- ④ 飲食店等が集積する紀伊田辺駅前周辺地域のごみ処理については、駅前美化推進協議会が組織され、収集や啓発において、独自の取組が進められていますが、一般のごみ集積所に絶えず収集されないごみが発生する状況が改善されない中、駅前美化推進協議会への加入促進や分別及びごみの排出に係る指導啓発を実施し、駅前環境の改善に努めています。
 - 紀伊田辺駅前周辺地域の環境美化啓発を実施し、市民や来訪者にとって快適な環境づくりに取り組みます。

(4) ごみ・リサイクル

(将来あるべき姿)

「循環型社会形成推進基本法」に基づく3R（排出抑制、再利用、再生利用）により、ごみの排出抑制及び資源化が進められ、循環型社会の構築が推進されています。

(まちの現状と課題・施策の展開)

- ① 廃棄物処理においては、排出抑制（リデュース）が最も重要であり、可能な限り排出を抑制する取組が求められるとともに、ごみとして排出されるものについては、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）を適正に実施する必要があります。
 - ごみの分別を徹底するとともに、古紙ステーションなど、拠点回収の積極的な活用を図ります。また、埋立てごみに含まれる鉄類やプラスチック類の資源化に努め、リサイクル率の向上を図ります。
 - 資源ごみの集団回収を継続して奨励することにより、ごみの減量や資源の有効利用を拡大するとともに、生ごみの減量化と資源化を図るため、生ごみ処理機や処理容器の購入を促進します。
 - ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度を活用し、市内の量販店等による過剰包装の改善やレジ袋削減運動、トレイ・牛乳パック・ペットボトル等の回収を促進します。
 - 広報誌やごみ収集カレンダー等により、ゴミの排出状況や排出方法などについて時期を捉えた情報発信を図るとともに、地域学習会や施設見学等を通じて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図るための啓発を行います。
- ② ごみの収集体制については、市民がごみを分別し、出しやすい環境を整えています。
 - 民間事業者への委託による市全域収集の実施をはじめ、高齢者や障害者等のごみの搬入が困難な世帯を対象とした特別収集のほか、ペットボトル等を対象とした拠点回収、ごみ集積所の整備、ごみ収集カレンダーやごみ分別辞書の作成により、市民がごみを分別し、出しやすい環境づくりを進めます。
- ③ 構成市町等と連携し、広域最終処分場の適切な運営に努めるとともに、現有の埋立てを終了した管理型最終処分場についても、埋立廃棄物が安定化し、施設の廃止が認められるまで、浸出水処理施設等の維持管理を継続する必要があります。
 - 廃棄物の最終処分については、搬入基準を満たす適切な中間処理を行うとともに、組合*と連携しながら広域最終処分場の適切な管理運営を図ります。
 - 現有の最終処分場について、施設を廃止するまでの間、浸出水処理施設等の適正な維持管理に努めます。
- ④ ごみ焼却施設については、平成26年度から平成28年度までの3年で基幹的設備改良を実施し、焼却施設の長寿命化を実現しましたが、今後は、和歌山県広域化計画に基づく田辺広域ブロックの構成自治体（みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町）と連携を図り、既存施設の状況も見極めながら、将来的に広域化に向けた取組が必要となります。
 - 一般廃棄物中間処理施設について、田辺周辺広域市町村圏組合の構成市町による共同設置を目指すという共通認識の下、広域化に向けた取組を進めます。

紀南環境広域施設組合
2013年（平成25年）
5月1日に田辺市、
新宮市、みなべ町、
白浜町、上富田町、
すさみ町、那智勝浦
町、太地町、古座川
町、串本町が廃棄物
の最終処分場の設置
等を共同処理するた
めに設立した一部事
務組合